

別冊

堺市景観計画

—百舌鳥古墳群周辺地域—

平成27年9月

第1章 はじめに

1-1 背景	1
1-2 百舌鳥古墳群周辺地域の区域	1

第2章 百舌鳥古墳群周辺地域の景観形成の方針

2-1 景観特性	3
2-2 景観の課題	6
2-3 景観形成の方針	6

第3章 形態意匠の制限と公共事業等における景観形成

3-1 建築物の形態意匠の制限（景観地区）	7
3-2 工作物の形態意匠の制限（景観条例に基づく届出）	11
3-3 公共事業等における景観形成	12

第1章 はじめに

1-1 背景

本市では、「堺市都市計画マスタープラン」（平成24年12月改定）において、百舌鳥古墳群等の歴史・文化資源を活かした都市づくりを進めることを基本姿勢として示しています。

また、「堺市景観計画」（平成23年6月策定）では、「重点的に景観形成を図る地域」の1つに、「百舌鳥古墳群周辺地域」を位置付け、建築物の高さや色彩などの形態意匠について、景観地区の活用などを検討してきました。

この間、大阪府、羽曳野市、藤井寺市とともに取り組んでいる百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の取組みが具体化してきました。この取組みとあわせ、百舌鳥古墳群と調和した良好な市街地景観の形成を進めることは、世界文化遺産登録はもとより、市民の誇りと郷土への愛着心の醸成や、豊かな歴史・文化資源を活かした都市魅力の向上へとつながっていくものです。

このようなことから、本計画は百舌鳥古墳群周辺地域の範囲や景観形成の方針、景観地区の制限など、具体化した内容を追記するものです。

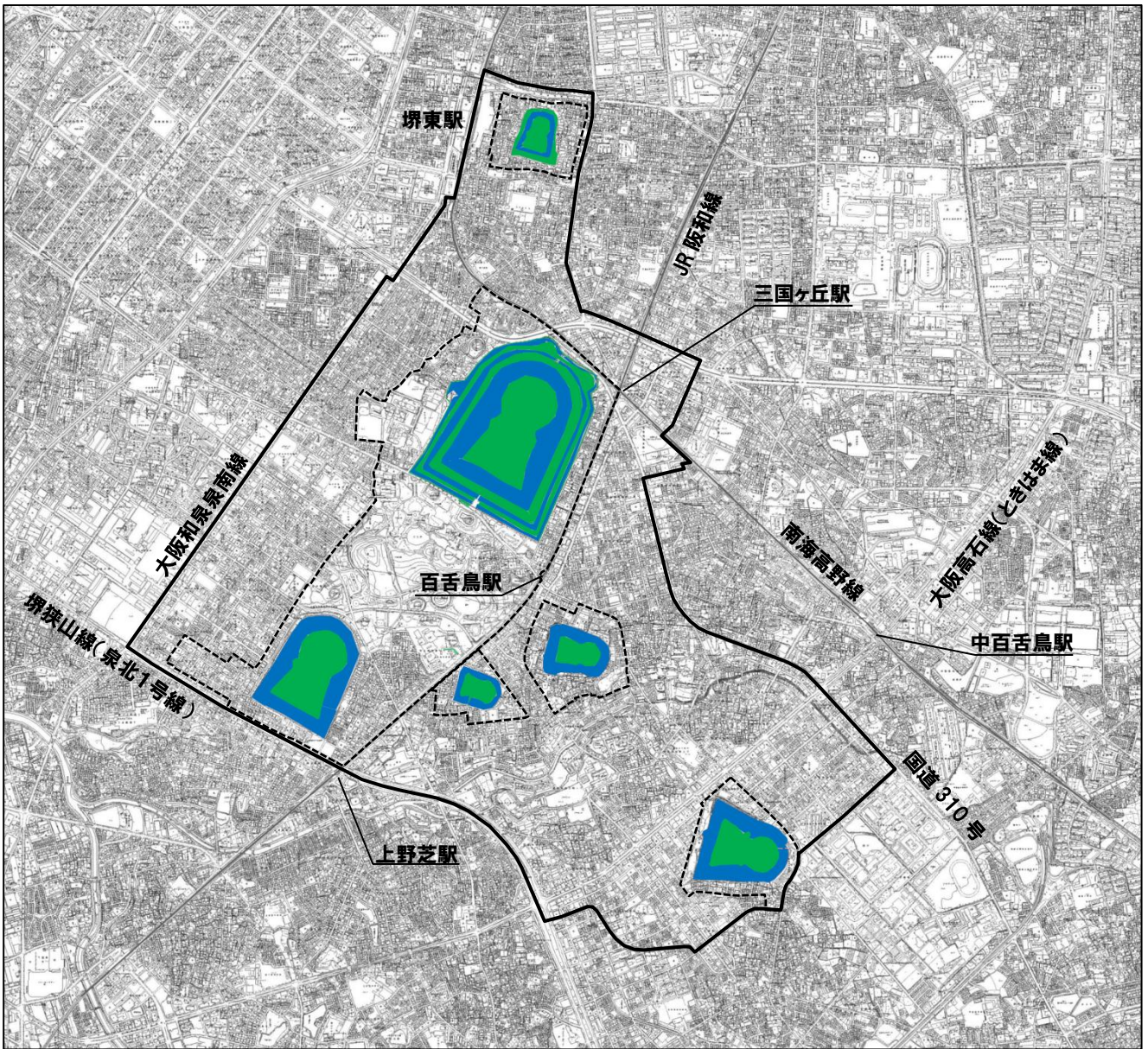
1-2 百舌鳥古墳群周辺地域の区域

百舌鳥古墳群は、本市の堺区、中区、西区、北区にまたがる、東西4km、南北4kmの範囲に広がっています。

百舌鳥古墳群周辺地域の区域については、より具体化したエリアとして、道路や鉄道、河川等の地形地物や土地利用形態を境界とし、世界文化遺産登録をめざす古墳の周囲に設定されている緩衝地帯（建築物の高さや形態意匠の制限を行うことにより、古墳群周辺の景観や環境を保全するために古墳周囲に設定される区域）との整合を図ることとし、その範囲は次頁のとおりとします。

なかでも、都市計画で第一種低層住居専用地域又は風致地区に指定している、仁徳天皇陵古墳をはじめとした巨大前方後円墳の周囲については、「古墳近傍景観形成地区」とし、それ以外の区域については「古墳群周辺市街地景観形成地区」とします（次頁参照）。

百舌鳥古墳群周辺地域の区域



【凡例】

- ← 百舌鳥古墳群
周辺地域
- ← 古墳近傍
景観形成地区
- ← 古墳群周辺市街地
景観形成地区

第2章 百舌鳥古墳群周辺地域の景観特性と景観形成の方針

2-1 景観特性

(1) 地形・自然景観

百舌鳥古墳群は本市のほぼ中央にあって、大阪湾を望む標高10～20mの百舌鳥台地上に位置しています。この古墳群は、石津川の支流である百済川北側の台地上を中心に形成されていますが、さらに百舌鳥川によって二分され、百舌鳥川北側には古い古墳が多く存在します。

これらの古墳の墳丘や堤は樹木などの緑で覆われており、多様な樹種が四季折々の美しい景観を見せているほか、濠の水辺には野鳥が集まるなど、市街地の中であって安らぎを感じることができます。

また、仁徳天皇陵古墳や履中天皇陵古墳と一体となって緑のエリアを形成している大仙公園、ニサンザイ古墳の周囲に整備されている御陵山公園などの都市公園のほか、街路樹の緑陰が美しい御陵通りやけやき通りなど、古墳だけでなく、周辺市街地も緑のうまいある景観が形成されています。



古墳群の樹林



大仙公園



けやき通り

(2) 歴史・文化景観

百舌鳥古墳群は、古代国家形成期の4～6世紀に王の権威を国内外に示すために造営され、1500年もの長きに渡り、地域が守り親しんできたもので、現在も市街地の中にその雄大な姿を見ることができます。これらの古墳は、世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳など、大小あわせて44基が現存しており、前方後円墳や円墳、方墳、帆立貝形前方後円墳といった多種多様な形状を見ることができます。

そのほか、本地域には、百舌鳥八幡宮や方違神社など由緒ある神社をはじめ、重要文化財の高林家住宅や登録有形文化財である旧天王貯水池など、数多くの歴史・文化資源があります。

また、本地域は交通の要衝地でもあることから、竹内街道、長尾街道、西高野街道といった古代から多くの人々が行き交った旧街道が通っています。



百舌鳥八幡宮



重要文化財の高林家住宅

(3) 市街地景観

古墳の周囲はかつて田畑など農地が広がっていましたが、昭和になって、土地区画整理事業や耕地整理事業が行われるようになり、古墳周辺は徐々に市街化しました。

そのような中、巨大前方後円墳の周囲については、都市計画で第一種低層住居専用地域若しくは風致地区に指定され、ゆとりとうるおいあるまちなみが形成されています。

本地域の大半は住居系用途地域に指定され主に住宅が立地していますが、三国ヶ丘駅前や幹線道路沿道の商業系用途地域においては、商業施設なども見られます。



風致地区のまちなみ



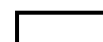
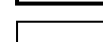
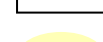











三国ヶ丘駅前

(4) 景観特性図

このような本地域の景観特性を、次頁に景観特性図として示します。

百舌鳥古墳群周辺地域における景観特性図

【凡例】

-  百舌鳥古墳群周辺地域
-  古墳近傍
-  景観形成地区
-  住宅地の景観
-  商業地の景観
-  風致地区の景観
-  第一種低層住居専用地域の景観
-  世界遺産構成資産候補の古墳
-  古墳の緑、公園
-  まとまった緑等
-  濠、川等の水辺
-  街路樹等の並木
-  旧街道
-  巨大古墳周囲の周遊可能箇所

■地形・自然景観



①四季折々の美しい景観を見せる古墳群の樹林



②安らぎを創出する墳丘や堤の緑と濠の水辺



③田本庭園など歴史や文化を活かした緑豊かな大仙公園



④ケヤキ並木の緑陰が美しいけやき通り

■歴史・文化景観



⑤反正天皇陵古墳に隣接する方違神社



⑥シンボリックな景観の旧天王貯水池



⑦ふとん太鼓の秋祭りが行われる百舌鳥八幡宮



⑧御廟山古墳の近くにある国の重要文化財、高林家住宅

■市街地景観



第一種低層住居専用地域の低層建築物によるまちなみ



低層建築物により、古墳への視線を確保



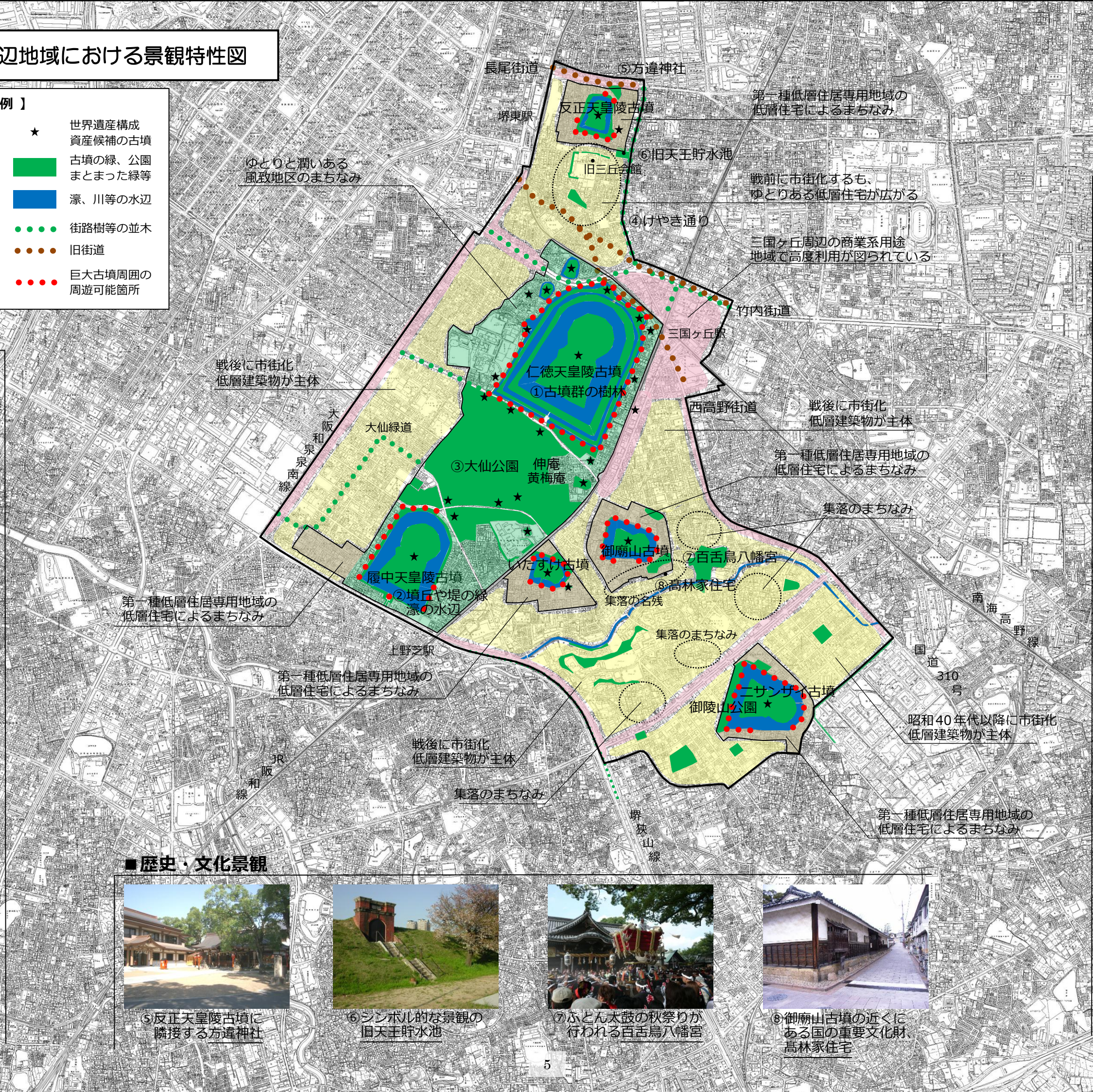
民有地も緑が豊富な風致地区のまちなみ



節度あるデザインの商業施設



商業施設等が立地する三国ヶ丘駅前



2-2 景観の課題

本市では、仁徳天皇陵古墳及び履中天皇陵古墳の周辺を風致地区に指定し、大仙公園の整備などを実施するなど、古墳と調和した緑豊かで良好な都市環境を維持してきました。また、その他の巨大前方後円墳の周囲を第一種低層住居専用地域に指定し、低層住宅によるゆとりと潤いある住宅地環境の形成に取り組んできました。

本地域においては、これまでの取組みを継承しつつ、より一層、古墳群と調和したまちなみの形成に向けた取組みとして、建築物の高さや色彩などの形態意匠等について制限を設けていく必要があります。

2-3 景観形成の方針

百舌鳥古墳群と調和した周辺市街地の景観を形成するため、本地域の景観の目標を次のように定めます。

壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

百舌鳥古墳群周辺地域（全域）においては、

1. 巨大前方後円墳周囲の視点場からの眺望景観を保全します。
2. 巨大前方後円墳の雄大さが感じられる景観を保全します。
3. 古墳群と調和した景観を形成します。

なかでも、「古墳近傍景観形成地区」にあっては、

4. 巨大前方後円墳が周囲から浮かび上がって見える景観を保全します。
5. 古墳の静寂さを感じられる落ち着いた景観を保全します。

第3章 形態意匠の制限と公共事業等における景観形成

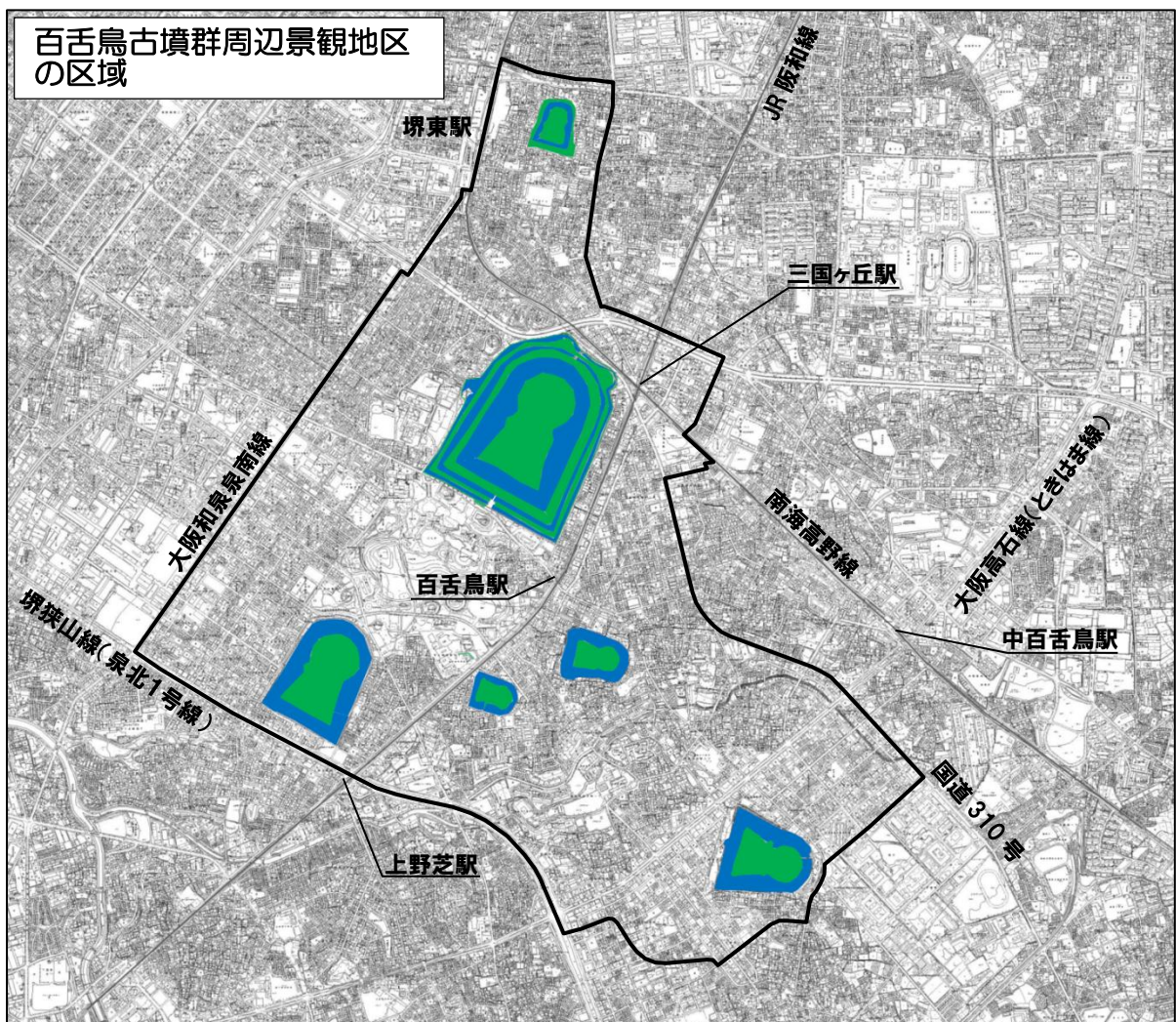
本地域においては、古墳群周辺におけるより一層の景観形成の推進を図るため、建築物に対し都市計画法及び景観法に規定する景観地区を活用し、景観誘導の実効性を高めます。また、工作物についてはこれまでの届出制度を継承していきます。

さらに、公共空間は景観を構成する重要な要素であることから、公共事業における景観形成の方針を定め、先導的な景観形成を図ります。

3-1 建築物の形態意匠の制限（景観地区）

建築物については、これまで行ってきた景観条例に基づく大規模建築物の届出制度を景観地区による認定制度に移行するとともに、大規模建築物以外の建築物についても制限の対象とします。

また、景観地区の名称は「百舌鳥古墳群周辺景観地区」とし、その区域は百舌鳥古墳群周辺地域と同一の範囲とします。



(1) 制限の対象となる建築物の規模

制限の対象となる建築物の規模は表1のとおりです。また、制限の適用除外となる建築物は、「古墳群周辺市街地景観形成地区」における小規模建築物（表1参照）を含め、表2のとおりです。

表1 景観地区の制限の対象となる建築物の規模

規 模		古墳近傍 景観形成地区	古墳群周辺市街地 景観形成地区
大規模 建築物	次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） ・建築物の高さが15mを超えるもの ・地上6階以上のもの ・延べ面積が3,000㎡を超えるもの	○ 対象	○ 対象
中規模 建築物	大規模建築物を除き、次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） ・建築物の高さが10mを超えるもの ・地上4階以上のもの ・延べ面積が500㎡を超えるもの	○ 対象	○ 対象
小規模 建築物	大規模建築物及び中規模建築物のいずれにも該当しないもの	○ 対象	× 対象外 ※表2(4)参照

表2 制限の適用除外

<p>(1) 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの</p> <p>(2) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの</p> <p>(3) 地下に設ける建築物又は建築物の部分</p> <p>(4) 「古墳群周辺市街地景観形成地区」における小規模建築物（※表1参照）</p> <p>(5) 延べ面積が10平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 「古墳近傍景観形成地区」における建築物の増築等をする場合にあっては、増築等をする部分の床面積の合計が、10平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 「古墳群周辺市街地景観形成地区」における建築物の増築等をする場合にあっては、増築等をする部分の床面積の合計が、増築等をする前の建築物の延べ面積の10分の1以下のもの</p> <p>(8) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合において、変更することとなる外観の面積が従前の外観の見付面積の3分の1以下のもの</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、景観の形成に影響を及ぼす恐れがないと市長が認めたもの</p>
--

(2) 制限の内容

建築物の形態意匠の制限は、表3のとおりとします。

表3 建築物の形態意匠の制限

<p>一般基準</p>	<p>【地形・自然特性に関する基準】 ○百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の建つ場所の地形や緑・水などの自然特性を読み取り、計画に活かす。</p> <p>【歴史・文化特性に関する基準】 ○百舌鳥古墳群やその周辺の歴史・文化特性を読み取り、それらの特徴的な形態意匠を採り入れるなど、百舌鳥古墳群と調和した形態・意匠とする。</p> <p>【市街地特性に関する基準】 ○緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、落ち着いた形態・意匠とする。 ○地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などにおいて、にぎわいの創出に寄与する形態・意匠とする場合においても、古墳と調和した節度あるものとする。</p>
<p>項目別基準</p>	<p>通り外観</p> <p>○周辺建築物の高さや低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠などを考慮するとともに、古墳への眺望を妨げないような配置・形状とするなど、古墳や周辺のまちなみと調和した形態・意匠とする。 ○建築物の低層部、空地、敷地内舗装、植栽などについて、周辺の敷地、道路との連続性の確保や、ゆとりと潤いのある空間の創出につながる配置・意匠とする。 ○敷地の塀・フェンスなどについては、色彩に配慮し、また植栽になじんだものとするなど、目立ちすぎないような形態・意匠とする。 ○まちかどに位置する建築物については、その場所の特性に十分配慮するとともに、古墳と調和し、まちかどを印象づけるような形態・意匠とする。</p>
<p>屋根・壁面</p>	<p>○建築物全体を統一感のある意匠とするとともに、表情豊かな外観を創り出すなど、単調な壁面とならないような意匠とする。 ○すっきりとした魅力的なスカイラインを形成するような、建築物上部の形態・意匠とする。 ○バルコニーは建築物に豊かな表情を与えるよう意匠を工夫するとともに、通りからの見え方に配慮した意匠とする。 ○外壁の材料は、地域やまちの特性に十分配慮するとともに、時間の経過に耐えうるものとする。</p>
<p>色彩</p>	<p>○外観の色彩は、緑豊かな古墳や周辺と調和するものを用いる。 ○住宅においては色彩をできる限り低彩度に抑える。 ○商業施設において、色彩によるにぎわいの演出を図る場合は低層部に限る。 ○高明度の建築物については、周辺環境を考慮しながら、光の反射による眩しさを軽減するよう、壁面の仕上げを工夫する。</p>

	<p>【外壁（大規模建築物）】</p> <p>○ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Y R系 ： 明度6以上、彩度4以下 ・ Y、R系 ： 明度6以上、彩度3以下 ・ その他の色相 ： 明度6以上、彩度2以下 ・ 無彩色 ： 明度6以上 <p>○サブカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の概ね 1/3 以下の範囲で使用するものとし、ベースカラーと調和した色彩とする。</p> <p>○アクセントカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の概ね 1/20 以下で使用するものとし、効果的に使用する。</p> <p>【外壁（大規模建築物以外）】</p> <p>○ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Y R系 ： 彩度6以下 ・ Y、R系 ： 彩度4以下 ・ その他の色相 ： 彩度2以下 <p>○アクセントカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。</p> <p>【屋根】</p> <p>○屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。</p> <p>【門・塀】</p> <p>○門・塀に用いる色彩の範囲は次の通りとし、建築物の外壁と調和したものとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Y R系 ： 彩度6以下 ・ Y、R系 ： 彩度4以下 ・ その他の色相 ： 彩度2以下
<p>附属建築物 ・ 建築設備</p>	<p>○附属建築物や建築設備は、できるだけ外部から目立たないような配置・意匠、建築物本体と一体化した意匠又は本体に組み込まれた意匠とする。</p>

3-2 工作物の形態意匠の制限（景観条例に基づく届出）

工作物については、これまで行ってきた景観条例に基づき、大規模な工作物に関する届出制度を継続していきます。また、大規模以外の工作物については、建築物に附属する門・塀、フェンス等に関し、建築物と一体的に景観地区により制限を行います。それ以外の工作物についても、整備や改修を行う場合、その事業者は色彩などについて周辺景観に配慮するものとします。

（1）届出対象行為

本地域における届出対象行為は、表4のとおりです。

表4 工作物の届出対象行為

行為の種別		対象規模
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※	高架道路等	○地上からの高さが5mを超えるもの
	橋梁等	○幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの
	上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの ○高さが15mを超えるもの ○建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの

※) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

（2）行為の制限（景観形成の基準）

工作物に係る行為の制限は、表5のとおりです。

表5 工作物の行為の制限

地域特性への配慮	○地域の特性を活かした景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。
まちなみ形成への配慮	○周辺の自然、歴史、市街地の景観や土地利用と調和した形態・意匠とする。 ○擁壁や法面がある場合は、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。
色彩への配慮	○法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、周辺の景観と調和の取れた色彩を使用する。 ○隣接する建築物等との調和にも配慮した色彩を使用する。
緑化	○既存樹木をできるだけ活用するとともに、敷地内の積極的な緑化を図る。
付帯設備	○設備等の付属物は、道路から見えにくい位置に設置するか、工作物本体と調和する意匠とする、もしくは目隠し等の工夫を行う。

3-3 公共事業等における景観形成

都市の主要な景観軸を構成する道路や、地域のシンボルとなる公園などは、都市の骨格を形成するとともに、都市景観に大きな影響を与える要素であり、公共空間には良好な景観を先導する役割が求められていることから、公共施設や公共空間の整備及び管理にあたっては、各部局や関係機関が連携しながら、まちなみの保全や新たな魅力ある都市景観の創出を図ります。

本地域においては、これまで百舌鳥三陵周遊路や歴史街道、大仙緑道や大仙水路、日本の歴史公園 100 選に選ばれた大仙公園や御陵山公園などの公園、博物館をはじめとする公共建築物などの公共施設の整備において、古墳群と調和した良好な景観形成に取り組んできました。

今後、百舌鳥古墳群の魅力を伝えるガイダンス施設や駅舎といった建築物や大仙公園、古墳群の周遊路やアクセス道路、古墳や周辺施設を案内するサインの整備などの実施にあたっては、古墳と調和した落ち着いた形態意匠やしつらえ、統一感のあるデザインなどについて配慮し、「重点的に景観形成を図る地域」にふさわしい先導的な景観形成を図っていきます。